

加盟園設置者・園長様

令和元年 10 月 7 日

全日本私立幼稚園連合会  
総務委員長 坪井久也

幼稚園等における質の向上を伴わない理由のない保育料等の  
引き上げの防止について

本年 10 月からの幼児教育の無償化に伴い、本連合会におきましては、昨年来繰り返し、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げを行わないよう、保育料の引上げが便乗値上げと言われることがないよう、適切な判断・対応をお願いしてきたところです。

しかしながら、この度、別紙のとおり、文部科学省幼児教育課から「幼稚園等における質の向上を伴わない理由のない保育料の引き上げへの対応について」という事務連絡が発出されました。この事務連絡においては、質の向上を伴わない理由のない保育料等の引き上げに該当する可能性のある事例を把握したとしており、これらの事例や、その他想定される適当とは思われない例が挙げられています。また、今回の事務連絡では、単純な保育料の引上げだけでなく、預かり保育料、補足給付事業にかかる副食費、通園費、教材費等も含めた引上げを例示し、所管の地方自治体に対し、無償化対象者のみを対象とした引上げとなっていないか、理由が妥当であるか、確認と指導助言を求める内容となっています。

このことは幼稚園等全体に対する信頼に関わる事項であり、社会的な非難を受けるようなことがあってはなりません。

各加盟園におかれましては、保育料の引き上げに際しては、それに伴う教育・保育の質の向上や、保護者への十分な説明と了解が必要となりますので、具体的な理由の提示や引き上げ額の数字的な根拠の整理など、質の向上を伴わない理由のない引き上げといわれることのないよう、適切にご対応いただきますようお願いいたします。なお、引上げの理由や額の根拠の説明については、必要に応じ、別紙を参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

(参考)

【 保育料等の引上げに際し幼稚園の対応として配慮すべきこと 】

- 1 どのような質の改善のための保育料の引き上げなのか目的を具体的に保護者に対して示すこと

(例)

- ・教職員の処遇改善（給与のベースアップ、福利厚生の改善等）
- ・教職員の配置改善（増員、兼務解消、正規職員の割合増等）
- ・施設整備の充実（施設整備に備えた積立を含む）
- ・その他

- 2 保育料等の引き上げによる収入増加金額と、質の向上に必要な経費増加額を比較して正当な引き上げであることを示し、保護者の了解が得られること（数字で説明できる準備を）

園児数 100人 教職員数 10人 の私学助成幼稚園と仮定した場合の例

比較検討表A経費増加見込み (令和元年10月から2年3月までの6ヶ月間)	B保育料引上げ額（収入増加） 経費増加見込み額÷6ヶ月÷100人 (令和元年10月から2年3月まで)
<p>1 教職員処遇改善 一人当たり月額2万円の給与引き上げ @2万円×10人×16か月（賞与含む）÷2×1.2 (所定福利費を含む) =192万円</p> <p>2 教職員の人数増加 現在、10人の教職員を1名増員 @1人当たり人件費350万円÷12×6=175万円</p> <p>3 教職員の配置改善 現在、パート勤務者の2名をフルタイム勤務に転換 させて、教職員配置の充実を図る @フルタイム人件費 一人当たり350万円 パートタイム人件費 一人当たり150万円 (350万円-150万円)×2人÷12×6=133万円</p> <p>4 教育環境の充実・改善 園庭を広げるため土地を購入する、または園舎増築 を計画しており、毎年、積立金を確保していく (5年後、5,000万円の事業計画を理事会で承認) @毎年、1000万円の積立金を確保</p>	<p>1 のケース 192万円÷6ヶ月÷100人=3200円</p> <p>2以下、同様に計算し、引上げによる増収額は、算出した額を超えない額とする</p>